

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律

(平成一五年四月九日法律第二三号)

一、提案理由(平成一五年三月一九日・衆議院経済産業委員会)

福田国務大臣 ただいま議題となりました公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公正取引委員会の位置づけについては、平成十三年六月に閣議決定した「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」等において、「よりふさわしい体制に移行することを検討する。」としていたところでありますが、このたび、中央省庁等再編後の状況の変化等を踏まえ、公正取引委員会を総務省の外局から内閣府の外局に移行させることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

この法律案は、内閣府設置法に基づいて公正取引委員会を置くこととし、また、公正取引委員会は内閣総理大臣の所轄に属するものとするとともに、これに伴って関係法律について所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、これらの改正は、平成十五年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一五年三月二七日)

村田吉隆君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、現在、総務省の外局として総務大臣の所轄に属するものとされている公正取引委員会を、内閣府の外局として内閣総理大臣の所轄に属するものとし、関係規定の所要の整備を行うものであります。

本案は、三月十八日本委員会に付託となり、翌十九日福田内閣官房長官より提案理由の説明を聴取し、昨日質疑を終局いたしました。その後、自由民主党、公明党及び保守新党の三会派より、施行期日に係る修正案が提出され、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由(平成一五年三月二六日)

阪上委員 ただいま議題となりました公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案について、自由民主党、公明党及び保守新党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案の内容は、施行期日につき、原案では「平成十五年四月一日」といたしており

ますが、審議の現況を踏まえ、これを「公布の日」に改めようとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

附帯決議（平成一五年三月二六日）

近年、我が国経済を活性化するため、市場における公正かつ自由な競争を積極的に促進することが重要課題となっていることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

- 一 近年における公正取引委員会の業務量の増大並びに業務内容の複雑化及び高度化にかんがみ、自由かつ公正な競争の実効的な確保及び法の厳正な執行による抑止力の強化を図るため、公正取引委員会の審査機能及び審査体制を、早急かつ抜本的に強化するよう努めること。
- 二 独占禁止法について、違反行為に対する措置体系の抜本的な見直しの検討を含め、その一層厳正な執行力の強化を図るとともに、規制改革の推進、消費者政策の強化、不当廉売への厳正な対処及び中小企業取引の公正化等につき、経済社会の環境の変化に即応した適切な対応を図ること。

三、参議院経済産業委員長報告（平成一五年四月二日）

田浦直君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案は、総務省の外局として置かれている公正取引委員会を内閣府の外局に移行させようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日を平成十五年四月一日から公布の日に改める修正が行われております。

委員会におきましては、公正取引委員会を内閣府に移行させる理由、公正取引委員会の機能強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年四月一日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 近年における公正取引委員会の業務量の増大並びに業務内容の複雑化及び高度化にかんがみ、自由かつ公正な競争の実効的な確保及び法の厳正な執行による抑止力の強化を図るため、公正取引委員会の審査機能及び審査体制を、早急かつ抜本的に強化するよう努めること。
- 二 独占禁止法について、違反行為に対する措置体系の抜本的な見直しの検討を含め、

その一層厳正な執行力の強化を図るとともに、規制改革の推進、消費者政策の強化、不当廉売への厳正な対処及び中小企業取引の公正化等につき、経済社会の環境の変化に即応した適切な対応を図ること。

右決議する。